
「モバイル研究会・消費者保護WG合同会合」
ヒアリング資料

2019年5月30日
株式会社NTTドコモ

(1) 事業法改正における当社の取り組み

(2) ヒアリング項目に係る当社の考え

(通信と端末の分離・行き過ぎた囲い込みの禁止・既往契約の扱い・法施行までの間の課題)

- 当社は法施行に先駆けて、改正法の趣旨を踏まえた料金プランや端末販売方法の見直しに取り組み、6月1日から提供開始

6月1日 提供開始

新料金プラン

ギガホ

「ギガホ割」適用で最大6か月間

4,980円

ギガライト

1,980円~

*みんなドコモ割(3回線以上)適用時

端末販売方法

36回分割払い

〔全モデル向け〕

スマホおかえし

プログラム

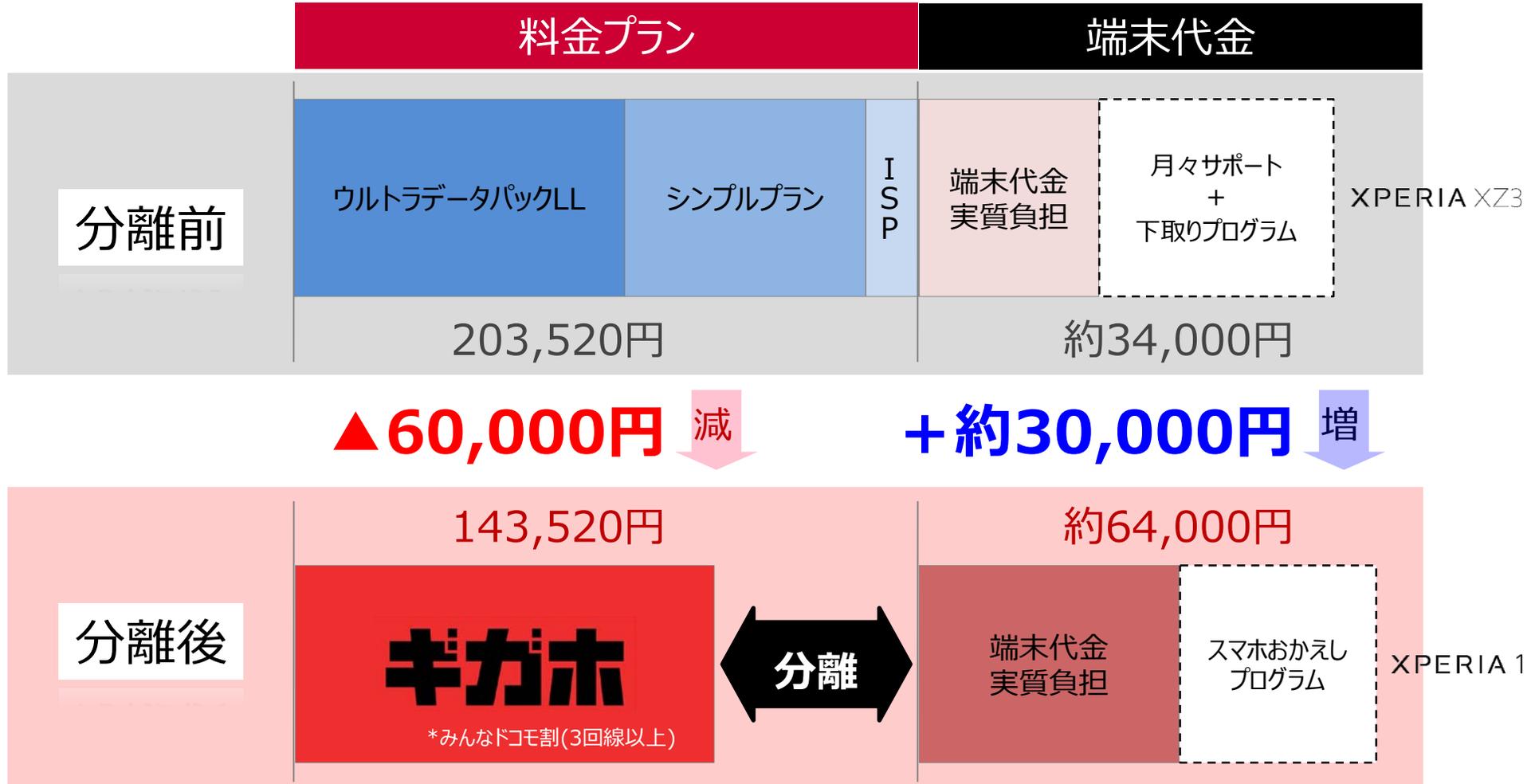
〔ハイスペックモデル向け〕

+

スタンダードモデルの機種数を拡充

3. 総額比較 (料金+端末)

- ハイスペックモデルを2年間で機種変更する場合、約3万円の負担減



※料金プランは2年定期契約 (自動更新・解約金あり)、通話料別途

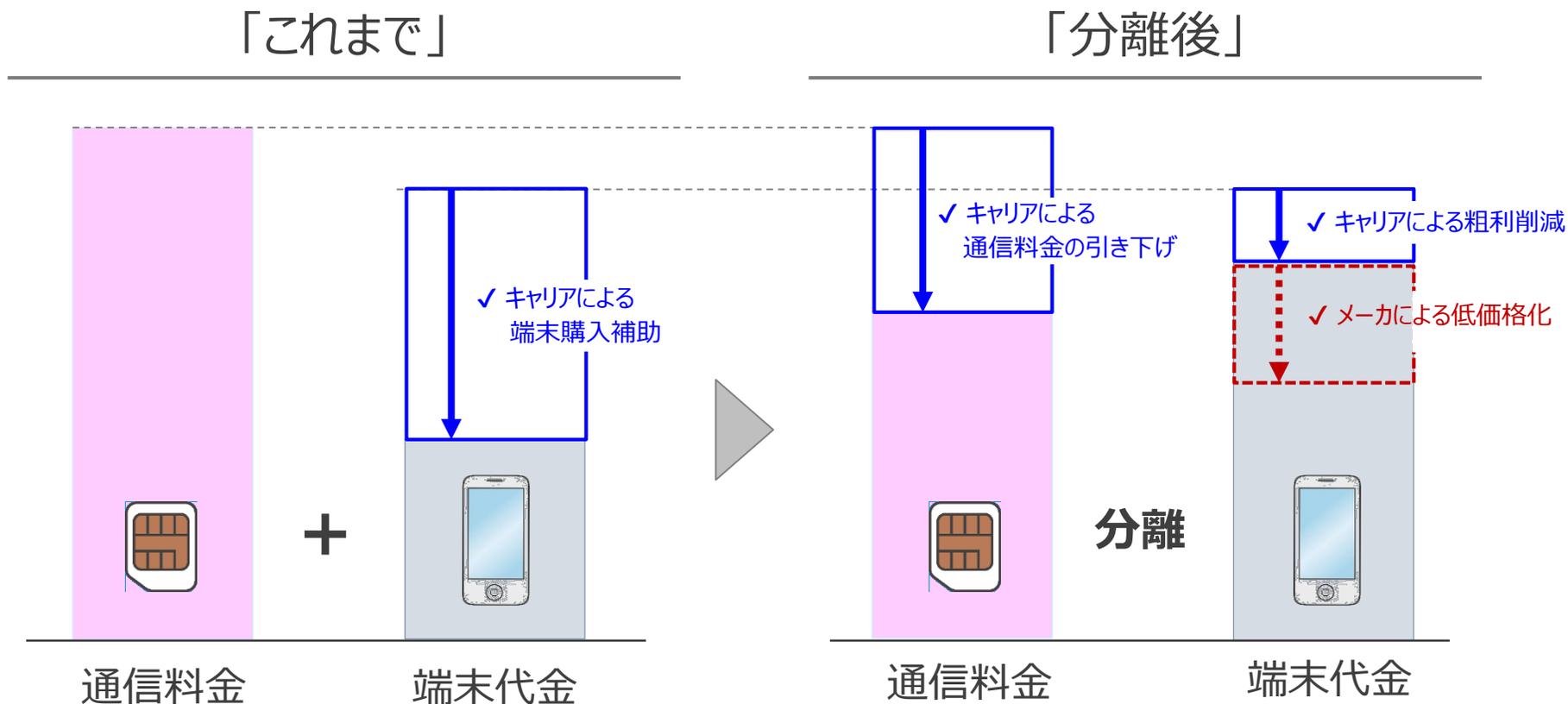
(1) 事業法改正における当社の取り組み

(2) ヒアリング項目に係る当社の考え

(通信と端末の分離・行き過ぎた囲い込みの禁止・既往契約の扱い・法施行までの間の課題)

5. 通信と端末の分離（①分離後の端末代金の引き下げ）

- これまでキャリアによる端末購入補助が盛んに行われてきたが、通信と端末の分離後は、キャリアは端末購入補助を縮減して通信料金の引き下げに取り組む必要
- 分離後の端末代金の引き下げは、メーカーによる端末の低価格化やキャリアによる端末粗利の削減等の努力によって実現されるべき



6. 通信と端末の分離 (②キャリアによる端末割引等の継続)

- 完全な分離は、通信と端末がそれぞれ独立し、通信契約の有無によって端末価格に差がないことと考える
- 一方で、端末割引は改正法においても、それ自体が否定されているものではなく、通信と端末をセットで購入されるお客さまが多いのが実態。また、分離後も、端末購入後引き続き同一キャリアをご利用いただくことが多いものと想定
- 当面は2年定期契約や端末買換えサポートプログラム等によるスイッチングコストを見越したキャリアによる過度な端末割引等の継続も想定。その場合、端末割引競争に逆戻り、通信料金の引き下げが進まず、お客さま間の不公平感も解消しないおそれ



端末割引競争に逆戻り、通信料金の引き下げが進まず、
お客さま間の不公平感も解消しないおそれ

- キャリアによる過度な端末割引等が抑制されるよう、通信契約の継続を条件としない割引であっても上限が設定されるべき
- 端末割引等の上限は、割引の恩恵を受けないお客さまとの間で不公平感を生じさせないよう、利益の範囲内で行うこととしてはどうか。その際、具体的な金額を定めることで、運用の透明化が図られるものとする

上限設定の 考え方

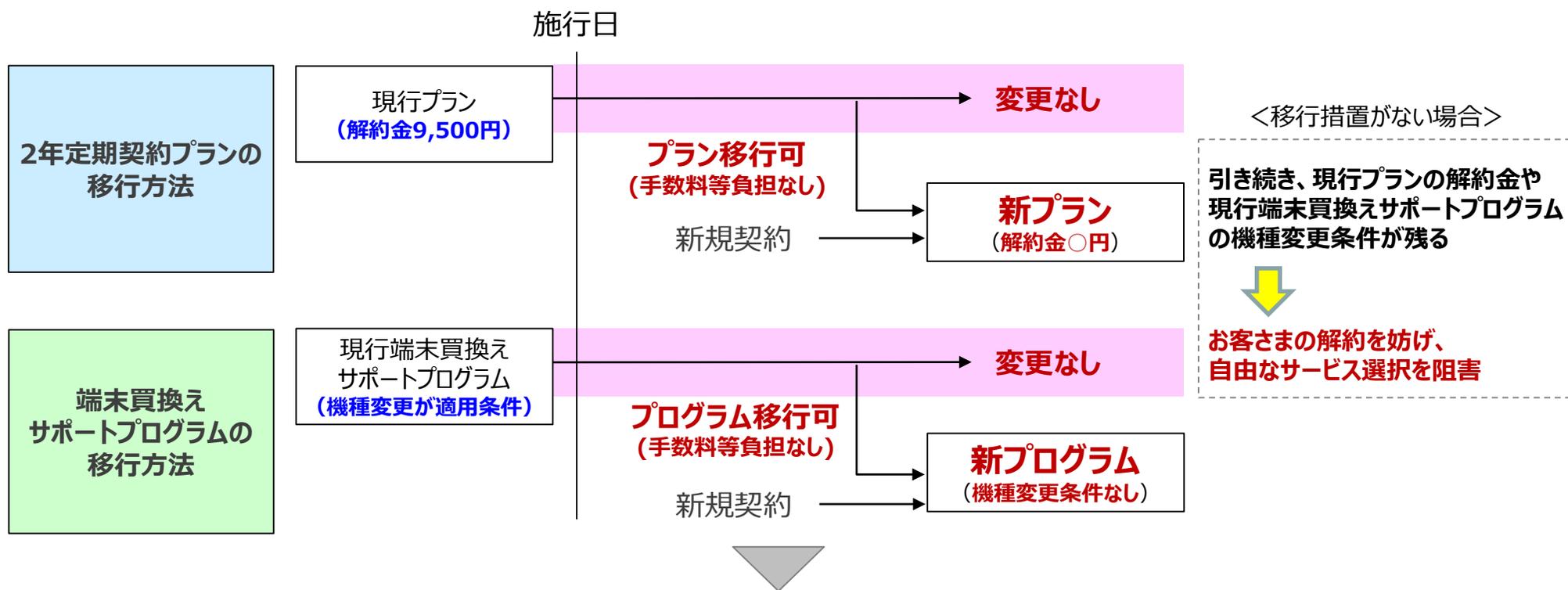
- 割引の恩恵を受けないお客さまとの間で不公平感を生じさせない
- ▼
- 割引を受けるお客さまから得られる利益の範囲内で端末割引等を行う

端末割引等の 上限 (案)

$$\begin{array}{ccccccc} 4,000\text{円} & \times & 20\% & \times & 36\text{か月} & = & \underline{3\text{万円}} \\ \text{ARPU} & & \text{MNO営業利益率} & & \text{平均端末利用期間} & & \end{array}$$

8. 既往契約の扱い（自由なサービス選択に向けた措置）

- 法律上の扱いにおいて、施行日前に締結された契約（既往契約）は、法施行後も契約時の条件が引き続き有効
- 改正法の趣旨を踏まえると、新法に適合した料金プラン等へ移行しやすくする政策的な措置を講じ、2年定期契約等に対して手数料負担等なく移行できるようにすることで、お客さまの自由なサービス選択を実現すべき
- 事業者間の不公平が生じないよう、各社一律で対応することが前提になるが、施行日から対応するため準備を優先的に進める必要



新法へ適合したプラン等への移行は、各社一律で対応することが前提
施行日から対応するため準備を優先的に進める必要

9. 法施行までの間の課題（駆け込み乱売の抑止）

- 法施行前に行き過ぎた端末値引きやキャッシュバックが横行すると、お客さま間の不公平感が助長される等、消費者保護の観点で問題が生じるうえ、施行後の需要の冷え込みも懸念される
- 改正法の趣旨を踏まえ、事業者は代理店による過度なキャッシュバックの抑止や、広告表示の適正化を図るべき

改正法成立

施行日

駆け込みでのキャッシュバックが横行

(料金高止まり、利用者間の不公平感を助長)



通信・端末の完全分離
(需要の冷え込みも懸念)

不適切な広告表示

(割引条件の表示なし等)

緊急提言の趣旨や事業法の改正法で措置される内容等を踏まえ、**同法の施行を待つことなく、料金プランの抜本的な見直し等のモバイルサービス等の適正化に向けた取組を積極的に行うことが期待される。**

出典：総務省 モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（2019年4月）

- 2年定期契約、機種変更が残債免除の条件とされている端末買換えサポートプログラムについては、解約金水準や提供条件の見直し等、スイッチングコストを下げることにより、お客様の自由なサービス選択を拡げるべき
- 今後は、お客様が通信と端末それぞれを自由に比較・選択可能となることで、事業者間の競争が進展し、トータルの負担軽減が実現

